

令和 6 年度福岡女子商業高等学校学則変更について

以下の通り、学則を改定したいと思います。

変更箇所

1. 第 4 条(学年、学期)

変更理由

学校行事、検定試験やオープンスクール等の実施に対して、二学期制へ変更し、各取組に余裕をもたせることで、方向性やなぜ行うのかといった本質的な気づきを生む流れを本格化させたいと思います。

また、行事やプロジェクトを多く企画する関係から、授業時間をしっかり確保する観点から二学期制に変更したいと思います。今回の変更は、将来的な単位制への移行の布石とも捉えています。

2. 第 5 条(休業日)

変更理由

二学期制への移行に伴い、夏季休業を 2 週間短くします。そのことから学期の境目として秋季休業を取り入れます。冬季休業や春季休業は変わらないので、結果的に休業日が 1 週間減少します。

3. 第 18 条 (納期等)

入学選考料(入学検定料)改定内訳

| 改定後 | 改定前 | 差異 | 備考 |
|----------|----------|---------|-----------|
| 17,000 円 | 15,000 円 | 2,000 円 | 一時金 (出願時) |

校納金 (一時金) の改定内訳

| 種別 | 改定後 | 改定前 | 差異 | 備考 |
|-----------|-----------|-----------|----------|----------|
| 入学時施設費 | 135,000 円 | 120,000 円 | 15,000 円 | 一時金(入学時) |
| ICT 環境整備費 | 25,000 円 | 0 円 | 25,000 円 | 一時金(入学時) |

校納金 (月額) の改定内訳

施設費、教育充実費は、改定後は学年進行に合わせて改定

令和 6 年度

| 種別 | 1 年 | | 2 年 | | 3 年 | |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 改定後 | 改定前 | 改定後 | 改定前 | 改定後 | 改定前 |
| 施設費 | 3,200 円 | 2,000 円 | 2,600 円 | 2,000 円 | 2,600 円 | 2,000 円 |
| 教育充実費 | 4,800 円 | 3,800 円 | 3,800 円 | 3,800 円 | 3,800 円 | 3,800 円 |

令和 7 年度

| 種別 | 1 年 | | 2 年 | | 3 年 | |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 改定後 | 改定前 | 改定後 | 改定前 | 改定後 | 改定前 |
| 施設費 | 3,200 円 | 3,200 円 | 3,200 円 | 2,600 円 | 2,600 円 | 2,600 円 |
| 教育充実費 | 4,800 円 | 4,800 円 | 4,800 円 | 3,800 円 | 3,800 円 | 3,800 円 |

令和 8 年度

| 種別 | 1 年 | | 2 年 | | 3 年 | |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 改定後 | 改定前 | 改定後 | 改定前 | 改定後 | 改定前 |
| 施設費 | 3,200 円 | 3,200 円 | 3,200 円 | 3,200 円 | 3,200 円 | 2,600 円 |
| 教育充実費 | 4,800 円 | 4,800 円 | 4,800 円 | 4,800 円 | 4,800 円 | 3,800 円 |

その他

今回の校納金改定に伴い、附則 2 を削除し、附則 4 及び別表を追加
変更理由

次の理由を踏まえて、今回の改定(値上げ)を提案します。

- 1.近年の諸物価の値上がりを受けて、支出に効率化を実施して、支出削減に努めてきたが、それだけでは支出増を食い止めることができない状況になってきたこと
- 2.近隣の学校との校納金額の比較において本校の校納金額は、決して高くないこと
- 3.ICT 教育設備による教育の推進を目指して、その設備の整備及びネットワーク環境の整備充実する必要があること
- 4.施設の老朽化が進んでいることを踏まえ、将来の施設更新に向けて、その財源を計画的に蓄積していく必要があること
- 5.近年の入学者の急増から見ても分かるように、本校が展開する教育活動に対する地域社会からの支持と評価の高まりが明確であり、今回の改定(値上げ)によって入学者数の確保が困難になるとは考えにくいこと

校納金改定の結果、収入増が見込まれますので、来年度以降は、将来の施設更新に向けての計画的な資金の積み立てを行うことを考えています。

今回の変更に伴い、次の文言を追加します。

附則 4

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

福岡女子商業高等学校
校長 柴山 翔太

福岡女子商業高等学校学則変更新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>福岡女子商業高等学校学則</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条－第3条)</p> <p>第2章 学年、学期及び休業日(第4条・第5条)</p> <p>第3章 教育課程及び授業時数(第6条・第7条)</p> <p>第4章 課程の終了(第8条)</p> <p>第5章 職員組織(第9条)</p> <p>第6章 入学、退学、転学及び休学(第10条－第17条)</p> <p>第7章 授業料等の納期等(第18条)</p> <p>第8章 賞罰(第19条・第20条)</p> <p>第9章 補則(第21条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 福岡女子商業高等学校(以下「高等学校」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)、その他の教育に関する法令に則り、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。</p> <p>(学科及び募集定員)</p> <p>第2条 高等学校の名称、課程、学科、募集定員及び修業年限は、別表のとおりとする。</p> <p>(位置)</p> <p>第3条 高等学校は、福岡県那珂川市片縄北1丁目4番1号に置く。</p> <p>第2章 学年、学期及び休業日 (学年、学期)</p> <p>第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。</p> <p><u>2 学年を分けて次の2期とする。</u></p> <p><u>前期 4月1日から9月30日まで</u></p> <p><u>後期 10月1日から3月31日まで</u></p> | <p>福岡女子商業高等学校学則</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条－第3条)</p> <p>第2章 学年、学期及び休業日(第4条・第5条)</p> <p>第3章 教育課程及び授業時数(第6条・第7条)</p> <p>第4章 課程の終了(第8条)</p> <p>第5章 職員組織(第9条)</p> <p>第6章 入学、退学、転学及び休学(第10条－第17条)</p> <p>第7章 授業料等の納期等(第18条)</p> <p>第8章 賞罰(第19条・第20条)</p> <p>第9章 補則(第21条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 福岡女子商業高等学校(以下「高等学校」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)、その他の教育に関する法令に則り、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。</p> <p>(学科及び募集定員)</p> <p>第2条 高等学校の名称、課程、学科、募集定員及び修業年限は、別表のとおりとする。</p> <p>(位置)</p> <p>第3条 高等学校は、福岡県那珂川市片縄北1丁目4番1号に置く。</p> <p>第2章 学年、学期及び休業日 (学年、学期)</p> <p>第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。</p> <p><u>2 学年を分けて次の3学期とする。</u></p> <p><u>第1学期 4月1日から8月31日</u></p> <p><u>第2学期 9月1日から12月31日まで</u></p> |

| | |
|--|--|
| <p>(休業日)</p> <p>第 5 条 学校の休業日は、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)</p> <p>第 61 条第 1 項に規定する休業日のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p><u>(1) 学年始休業日 4 月 1 日から 4 月 7 日まで</u></p> <p><u>(2) 夏季休業日 7 月 27 日から 8 月 23 日まで</u></p> <p><u>(3) 秋季休業日 9 月 28 日から 10 月 6 日まで</u></p> <p><u>(4) 冬季休業日 12 月 24 日から 1 月 7 日まで</u></p> <p><u>(5) 学年末休業日 3 月 21 日から 3 月 31 日まで</u></p> <p><u>(6) その他の休業日 校長が学校運営上又は教育上必要と認める日で年間を通じ 10 日以内</u></p> <p>2 前項第 2 号に規定する期間中、1 日以上は指導のため生徒を登校させなければならない。</p> <p>3 特別の事情があるときは、第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定する休業日の期間を変更することができる。</p> <p>4 第 1 項第 5 号に規定する休業日については、校長はあらかじめその理由、期日及び期間を示さなければならない。</p> <p>5 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、休業日に授業を行うことができる。</p> <p>6 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は臨時に授業を行わないことができる。</p> <p>第 3 章 教育課程及び授業時数</p> <p>(教育課程)</p> <p>第 6 条 教育課程は、別表のとおりとする。</p> <p>(授業時数)</p> <p>第 7 条 毎週の授業時数及び授業始終の時刻は、校長がこれを定める。</p> <p>第 4 章 課程の終了</p> <p>(卒業証書)</p> <p>第 8 条 校長は高等学校の全日制の課程を終了した者に対しては、卒業証書(様式第 1 号)を授与する。</p> | <p><u>第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで</u></p> <p>(休業日)</p> <p>第 5 条 学校の休業日は、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)</p> <p>第 61 条第 1 項に規定する休業日のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p><u>(1) 学年始休業日 4 月 1 日から 4 月 5 日まで</u></p> <p><u>(2) 夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 31 日まで</u></p> <p><u>(3) 冬季休業日 12 月 25 日から 1 月 7 日まで</u></p> <p><u>(4) 学年末休業日 3 月 21 日から 3 月 31 日まで</u></p> <p><u>(5) その他の休業日 校長が学校運営上又は教育上必要と認める日で年間を通じ 10 日以内</u></p> <p>2 前項第 2 号に規定する期間中、1 日以上は指導のため生徒を登校させなければならない。</p> <p>3 特別の事情があるときは、第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定する休業日の期間を変更することができる。</p> <p>4 第 1 項第 5 号に規定する休業日については、校長はあらかじめその理由、期日及び期間を示さなければならない。</p> <p>5 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、休業日に授業を行うことができる。</p> <p>6 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は臨時に授業を行わないことができる。</p> <p>第 3 章 教育課程及び授業時数</p> <p>(教育課程)</p> <p>第 6 条 教育課程は、別表のとおりとする。</p> <p>(授業時数)</p> <p>第 7 条 毎週の授業時数及び授業始終の時刻は、校長がこれを定める。</p> <p>第 4 章 課程の終了</p> <p>(卒業証書)</p> <p>第 8 条 校長は高等学校の全日制の課程を終了した者に対しては、卒業証書(様式第 1 号)を授与する。</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| <p>第 5 章 職員組織 (職員組織)</p> <p>第 9 条 高等学校には、校長、教頭、教諭、事務職員その他必要な職員を置く。</p> <p>2 学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭及び指導教諭を置くことができる。</p> <p>第 6 章 入学、退学、転学及び休学(入学)</p> <p>第 10 条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。</p> <p>第 11 条 入学は校長が許可する。</p> <p>2 入学志願者の選抜は別に定めるところによる。</p> <p>第 12 条 第 2 学年以上に入学許可される者は、相当年齢に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。</p> <p>(入学願書)</p> <p>第 13 条 入学志願者は、所定の入学願書(様式第 2 号に準ずる。)に入学選考料を添え、出身学校長を経て校長に願い出なければならない。</p> <p>(誓約書)</p> <p>第 14 条 入学の許可を受けた者は、10 日以内に保護者連署の上、誓約書(様式第 3 号)を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する保護者は、次の資格を有する者でなければならない。ただし、校長において不適当と認めるときは、これを変更させることができる。</p> <p>(1) 本人の父母、兄姉、後見人又は縁故者 (2) 成年者で独立の生活を営む者</p> <p>3 保護者を変更し、又は保護者の住所氏名等に変動があったときは、直ちに校長に届け出なければならない。</p> <p>(退学及び転学の願い出)</p> <p>第 15 条 生徒が退学又は転学をしようとするとき</p> | <p>第 5 章 職員組織 (職員組織)</p> <p>第 9 条 高等学校には、校長、教頭、教諭、事務職員その他必要な職員を置く。</p> <p>2 学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭及び指導教諭を置くことができる。</p> <p>第 6 章 入学、退学、転学及び休学(入学)</p> <p>第 10 条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。</p> <p>第 11 条 入学は校長が許可する。</p> <p>2 入学志願者の選抜は別に定めるところによる。</p> <p>第 12 条 第 2 学年以上に入学許可される者は、相当年齢に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。</p> <p>(入学願書)</p> <p>第 13 条 入学志願者は、所定の入学願書(様式第 2 号に準ずる。)に入学選考料を添え、出身学校長を経て校長に願い出なければならない。</p> <p>(誓約書)</p> <p>第 14 条 入学の許可を受けた者は、10 日以内に保護者連署の上、誓約書(様式第 3 号)を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する保護者は、次の資格を有する者でなければならない。ただし、校長において不適当と認めるときは、これを変更させることができる。</p> <p>(1) 本人の父母、兄姉、後見人又は縁故者 (2) 成年者で独立の生活を営む者</p> <p>3 保護者を変更し、又は保護者の住所氏名等に変動があったときは、直ちに校長に届け出なければならない。</p> <p>(退学及び転学の願い出)</p> <p>第 15 条 生徒が退学又は転学をしようとするとき</p> |
|--|--|

は、その事由その他必要な事項を詳記し、保護者連署して校長に願い出なければならない。

(休学)

第 16 条 生徒が病気その他やむを得ない事由により 3 カ月以上引続いて出席し難いときは、期間を定め、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、保護者連署して校長に休学を願い出ることができる。

2 休学の期間は 1 年以内とする。ただし、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

第 17 条 休学中の者が復学しようとするときは、その事由を具し、保護者連署して校長に願い出て、その許可を受けなければならない。ただし、病気休学の場合は、医師の診断書を添付するものとする。

第 7 章 授業料等の納期等

(納期等)

第 18 条 入学選考料、入学金、授業料、入学時施設費及び施設費(以下「授業料等」という。)の額及び納期は、次のとおりとする。

入学選考料(出願時) 17,000 円

入学金(入学時) 40,000 円

入学時施設費(入学時) 135,000 円

ICT 環境整備費(入学時) 25,000 円

なお、授業料、施設費及び教育充実費は、月額納入とし、別表の通りとする。

その他必要な費用は別途定める。

(1) 入学選考料 受験願書受け付けの日

(2) 入学金及び入学時施設費 入学後 7 日以内

(3) 授業料及び施設費 毎月 20 日まで

2 生徒の保護者は、生徒が前項の授業料等を納めない場合は、生徒に代って、これを納めなければならない。

3 学年の中途において入学又は退学する者は、入学の場合は入学の月から、退

学の場合は退学の月まで授業料及び施設費を納めなければならない。

4 校長は、授業料及び施設費の滞納が 3 ヶ月以上

は、その事由その他必要な事項を詳記し、保護者連署して校長に願い出なければならない。

(休学)

第 16 条 生徒が病気その他やむを得ない事由により 3 カ月以上引続いて出席し難いときは、期間を定め、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、保護者連署して校長に休学を願い出ることができる。

2 休学の期間は 1 年以内とする。ただし、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

第 17 条 休学中の者が復学しようとするときは、その事由を具し、保護者連署して校長に願い出て、その許可を受けなければならない。ただし、病気休学の場合は、医師の診断書を添付するものとする。

第 7 章 授業料等の納期等

(納期等)

第 18 条 入学選考料、入学金、授業料、入学時施設費及び施設費(以下「授業料等」という。)の額及び納期は、次のとおりとする。

入学選考料(出願時) 15,000 円

入学金(入学時) 40,000 円

授業料(年額) 396,000 円

入学時施設費(入学時) 120,000 円

施設費(年額) 24,000 円

教育充実費(年額) 45,600 円

その他必要な費用は別途定める。

(1) 入学選考料 受験願書受け付けの日

(2) 入学金及び入学時施設費 入学後 7 日以内

(3) 授業料及び施設費 毎月 20 日まで

2 生徒の保護者は、生徒が前項の授業料等を納めない場合は、生徒に代って、これを納めなければならない。

3 学年の中途において入学又は退学する者は、入学の場合は入学の月から、退

学の場合は退学の月まで授業料及び施設費を納めなければならない。

4 校長は、授業料及び施設費の滞納が 3 ヶ月以上

にわたる者に対しては、その出席を停止することができる。

5 第1項の規定にかかわらず高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条及び第17条に規定する申請及び届出を行った者の授業料は、別の日を納期とすることができる。

6 授業料等は、必要に応じて減免することができる。減免の対象者、金額等は別に定める。

第8章 賞罰

(懲戒)

第19条 高等学校において行う懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

第20条 前条の規定による退学は、次の各号の一に該当する者に限る。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

2 前項の規定により退学の処分を行ったときは、校長は速やかにその事由を具し、理事長に報告しなければならない。

第9章 補則

(施行細則)

第21条 この学則施行に関する細則は、校長がこれを定める。

附則1

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附則2

削除

にわたる者に対しては、その出席を停止することができる。

5 第1項の規定にかかわらず高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条及び第17条に規定する申請及び届出を行った者の授業料は、別の日を納期とすることができる。

6 授業料等は、必要に応じて減免することができる。減免の対象者、金額等は別に定める。

第8章 賞罰

(懲戒)

第19条 高等学校において行う懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

第20条 前条の規定による退学は、次の各号の一に該当する者に限る。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

2 前項の規定により退学の処分を行ったときは、校長は速やかにその事由を具し、理事長に報告しなければならない。

第9章 補則

(施行細則)

第21条 この学則施行に関する細則は、校長がこれを定める。

附則1

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附則2

第18条第1項については、令和4年度以降の入学生から適用し、学年進行に合わせて以下の通りとする。

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|---------|---------|---------|
| 入学金 | 40,000円 | 40,000円 | 40,000円 |
| 1年教育 充実費 | 3,800円 | 3,800円 | 3,800円 |
| 2年教育 | 2,000円 | 3,800円 | 3,800円 |

附則 3
この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 4
この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

| 名称 | 課程 | 学科 | 募集定員 | 修業年限 |
|------------|-----|---------|-------|------|
| 福岡女子商業高等学校 | 全日制 | 商業系 | 240 人 | 3 年 |
| | | 情報ビジネス科 | | |

別表 (第 6 条関係)

別表 (第 18 条関係)

校納金内訳(月額)

令和 6 年度

| 項目 | <u>1 年</u> | <u>2 年</u> | <u>3 年</u> |
|-------|---------------|---------------|---------------|
| 授業料 | <u>33,000</u> | <u>33,000</u> | <u>33,000</u> |
| 施設費 | <u>3,200</u> | <u>2,600</u> | <u>2,600</u> |
| 教育充実費 | <u>4,800</u> | <u>3,800</u> | <u>3,800</u> |

令和 7 年度

| 項目 | <u>1 年</u> | <u>2 年</u> | <u>3 年</u> |
|-------|---------------|---------------|---------------|
| 授業料 | <u>33,000</u> | <u>33,000</u> | <u>33,000</u> |
| 施設費 | <u>3,200</u> | <u>3,200</u> | <u>2,600</u> |
| 教育充実費 | <u>4,800</u> | <u>4,800</u> | <u>3,800</u> |

令和 8 年度

| 項目 | <u>1 年</u> | <u>2 年</u> | <u>3 年</u> |
|-------|---------------|---------------|---------------|
| 授業料 | <u>33,000</u> | <u>33,000</u> | <u>33,000</u> |
| 施設費 | <u>3,200</u> | <u>3,200</u> | <u>3,200</u> |
| 教育充実費 | <u>4,800</u> | <u>4,800</u> | <u>4,800</u> |

| | | | |
|----------|----------------|----------------|----------------|
| 充実費 | | | |
| 3 年教育充実費 | <u>2,000 円</u> | <u>2,000 円</u> | <u>3,800 円</u> |

附則 3

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

| 名称 | 課程 | 学科 | 募集定員 | 修業年限 |
|------------|-----|---------|-------|------|
| 福岡女子商業高等学校 | 全日制 | 商業系 | 240 人 | 3 年 |
| | | 情報ビジネス科 | | |

別表 (第 6 条関係)

福岡女子商業高等学校学則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条－第 3 条)
 - 第 2 章 学年、学期及び休業日(第 4 条・第 5 条)
 - 第 3 章 教育課程及び授業時数(第 6 条・第 7 条)
 - 第 4 章 課程の終了(第 8 条)
 - 第 5 章 職員組織(第 9 条)
 - 第 6 章 入学、退学、転学及び休学(第 10 条－第 17 条)
 - 第 7 章 授業料等の納期等(第 18 条)
 - 第 8 章 賞罰(第 19 条・第 20 条)
 - 第 9 章 補則(第 21 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 福岡女子商業高等学校(以下「高等学校」という。)は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)、その他の教育に関する法令に則り、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

(学科及び募集定員)

第 2 条 高等学校の名称、課程、学科、募集定員及び修業年限は、別表のとおりとする。

(位置)

第 3 条 高等学校は、福岡県那珂川市片縄北 1 丁目 4 番 1 号に置く。

第 2 章 学年、学期及び休業日

(学年、学期)

第 4 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

2 学年を分けて次の 2 期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から 3 月 31 日まで

(休業日)

第 5 条 学校の休業日は、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)

第 61 条第 1 項に規定する休業日のほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学年始休業日 4 月 1 日から 4 月 7 日まで

(2) 夏季休業日 7 月 27 日から 8 月 23 日まで

- (3) 秋季休業日 9月28日から10月6日まで
 - (4) 冬季休業日 12月24日から1月7日まで
 - (5) 学年末休業日 3月21日から3月31日まで
 - (6) その他の休業日 校長が学校運営上又は教育上必要と認める日で年間を通じ10日以内
- 2 前項第2号に規定する期間中、1日以上は指導のため生徒を登校させなければならない。
- 3 特別の事情があるときは、第1項第2号、第3号及び第4号に規定する休業日の期間を変更することができる。
- 4 第1項第5号に規定する休業日については、校長はあらかじめその理由、期日及び期間を示さなければならない。
- 5 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、休業日に授業を行うことができる。
- 6 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は臨時に授業を行わないことができる。

第3章 教育課程及び授業時数

(教育課程)

第6条 教育課程は、別表のとおりとする。

(授業時数)

第7条 毎週の授業時数及び授業始終の時刻は、校長がこれを定める。

第4章 課程の終了

(卒業証書)

第8条 校長は高等学校の全日制の課程を終了した者に対しては、卒業証書(様式第1号)を授与する。

第5章 職員組織

(職員組織)

第9条 高等学校には、校長、教頭、教諭、事務職員その他必要な職員を置く。
2 学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭及び指導教諭を置くことができる。

第6章 入学、退学、転学及び休学(入学)

第10条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

第11条 入学は校長が許可する。

2 入学志願者の選抜は別に定めるところによる。

第 12 条 第 2 学年以上に入学許可される者は、相当年齢に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学願書)

第 13 条 入学志願者は、所定の入学願書(様式第 2 号に準ずる。)に入学選考料を添え、出身学校長を経て校長に願出しなければならない。

(誓約書)

第 14 条 入学の許可を受けた者は、10 日以内に保護者連署の上、誓約書(様式第 3 号)を校長に提出しなければならない。

2 前項に規定する保護者は、次の資格を有する者でなければならない。ただし、校長において不相当と認めるときは、これを変更させることができる。

(1) 本人の父母、兄姉、後見人又は縁故者

(2) 成年者で独立の生活を営む者

3 保護者を変更し、又は保護者の住所氏名等に変動があったときは、直ちに校長に届け出なければならない。

(退学及び転学の願出)

第 15 条 生徒が退学又は転学をしようとするときは、その事由その他必要な事項を詳記し、保護者連署して校長に願出なければならない。

(休学)

第 16 条 生徒が病気その他やむを得ない事由により 3 カ月以上引続いて出席し難いときは、期間を定め、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、保護者連署して校長に休学を願出することができる。

2 休学の期間は 1 年以内とする。ただし、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

第 17 条 休学中の者が復学しようとするときは、その事由を具し、保護者連署して校長に願出、その許可を受けなければならない。ただし、病気休学の場合は、医師の診断書を添付するものとする。

第 7 章 授業料等の納期等

(納期等)

第 18 条 入学選考料、入学金、授業料、入学時施設費及び施設費(以下「授業料等」という。)の額及び納期は、次のとおりとする。

入学選考料(出願時) 17,000 円

入学金(入学時) 40,000 円

入学時施設費(入学時) 135,000 円

ICT 環境整備費(入学時) 25,000 円

なお、授業料、施設費及び教育充実費は、月額納入とし、別表の通りとする。

その他必要な費用は別途定める。

(1) 入学選考料 受験願書受け付けの日

(2) 入学金及び入学時施設費 入学後 7 日以内

(3) 授業料及び施設費 毎月 20 日まで

2 生徒の保護者は、生徒が前項の授業料等を納めない場合は、生徒に代って、これを納めなければならない。

3 学年の中途において入学又は退学する者は、入学の場合は入学の月から、退学の場合は退学の月まで授業料及び施設費を納めなければならない。

4 校長は、授業料及び施設費の滞納が 3 ケ月以上にわたる者に対しては、その出席を停止することができる。

5 第 1 項の規定にかかわらず高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）第 4 条及び第 17 条に規定する申請及び届出を行った者の授業料は、別の日を納期とすることができる。

6 授業料等は、必要に応じて減免することができる。減免の対象者、金額等は別に定める。

第 8 章 賞 罰

(懲戒)

第 19 条 高等学校において行う懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

第 20 条 前条の規定による退学は、次の各号の一に該当する者に限る。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

2 前項の規定により退学の処分を行ったときは、校長は速やかにその事由を具し、理事長に報告しなければならない。

第 9 章 補則

(施行細則)

第 21 条 この学則施行に関する細則は、校長がこれを定める。

附則 1

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2

附則 3

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 4

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

| 名称 | 課程 | 学科 | 募集定員 | 修業年限 |
|----|----|----|------|------|
|----|----|----|------|------|

| | | | | |
|------------|-----|---------|-------|-----|
| 福岡女子商業高等学校 | 全日制 | 商業系 | 240 人 | 3 年 |
| | | 情報ビジネス科 | | |

別表（第 6 条関係）

別表（第 18 条関係）

校納金内訳(月額)

令和 6 年度

| 項目 | 1 年 | 2 年 | 3 年 |
|-------|--------|--------|--------|
| 授業料 | 33,000 | 33,000 | 33,000 |
| 施設費 | 3,200 | 2,600 | 2,600 |
| 教育充実費 | 4,800 | 3,800 | 3,800 |

令和 7 年度

| 項目 | 1 年 | 2 年 | 3 年 |
|-------|--------|--------|--------|
| 授業料 | 33,000 | 33,000 | 33,000 |
| 施設費 | 3,200 | 3,200 | 2,600 |
| 教育充実費 | 4,800 | 4,800 | 3,800 |

令和 8 年度

| 項目 | 1 年 | 2 年 | 3 年 |
|-------|--------|--------|--------|
| 授業料 | 33,000 | 33,000 | 33,000 |
| 施設費 | 3,200 | 3,200 | 3,200 |
| 教育充実費 | 4,800 | 4,800 | 4,800 |

教育課程表

学校法人八洲学園 福岡女子商業高等学校

| | 教科 | 学年 | 1 | | | 2 | | | 3 | | | | |
|-------------------|-----------|----------------|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|---|
| | | 科目 | 特進 | 商業 | ビ | 特進 | 商業 | 情報 | ビ | 特進 | 商業 | 情報 | ビ |
| 各学科に共通する各教科・科目 | 国語 | 現代の国語 | 2 | 2 | 2 | | | | | | | | |
| | | 言語文化 | 2 | 2 | 2 | | | | | | | | |
| | | 論理国語 | | | | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | | 国語演習 | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | |
| | 地理歴史 | 地理総合 | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | | 歴史総合 | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 公民 | 公共 | 2 | 2 | 2 | | | | | | | | |
| | | 時事問題演習 | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 数学 | 数学Ⅰ | 3 | 3 | 3 | | | | | | | | |
| | | 数学A | | | | 2 | 2 | 2 | 2 | | | | |
| | | 数学Ⅱ | | | | | | | | 2 | 3 | 3 | 2 |
| | 理科 | 科学と人間生活 | 2 | 2 | 2 | | | | | | | | |
| | | 生物基礎 | | | | 2 | 2 | 2 | 2 | | | | 2 |
| | 保健体育 | 体育 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | | 保健 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | |
| | 芸術 | 音楽Ⅰ | (2) | (2) | (2) | | | | | | | | |
| | | 美術Ⅰ | (2) | (2) | (2) | | | | | | | | |
| | 外国語 | 英語コミュニケーションⅠ | 3 | 3 | 3 | | | | | | | | |
| | | 英語コミュニケーションⅡ | | | | 3 | 3 | 3 | 3 | | | | |
| | | 英語コミュニケーションⅢ | | | | | | | | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | | 論理・表現Ⅰ | | | | 2 | | | | | | | |
| | | 論理・表現Ⅱ | | | | | | | | 3 | | | |
| | 家庭 | 家庭基礎 | | | | 2 | 2 | 2 | 2 | | | | |
| 学校設定 | 企業探究 | | | | | | | | | 2 | 2 | | |
| | キャリア探究 | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| | 哲学対話 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | |
| | 小計 | 19 | 19 | 19 | 17 | 15 | 15 | 16 | 23 | 23 | 23 | 21 | |
| て専門学科において開設される各教科 | 商業 | ビジネス基礎 | 2 | 2 | 2 | | | | | | | | |
| | | ビジネス・コミュニケーション | | | | | | | 3 | | 2 | | |
| | | マーケティング | | | | 2 | 2 | 2 | 2 | | | | |
| | | 簿記 | 6 | 5 | 4 | | | 3 | | | | | |
| | | 財務会計Ⅰ | | | | | 4 | | | | | | |
| | | 情報処理 | 2 | 3 | 2 | 2 | 3 | 4 | | | | | |
| | | プログラミング | | | | | | 2 | | | | | |
| | | Webデザイン | | | | | | 2 | | | | | |
| | | 商業演習A（財務会計） | | | | 4 | | | 4 | | | | |
| | | 商業演習B（原価計算） | | | | 3 | 4 | | | | | | |
| | | ビジネスビューティ演習Ⅰ | | | 2 | | | | | | | | |
| | | ビジネスビューティ演習Ⅱ | | | | | | | 2 | | | | |
| | | ビジネスビューティ演習Ⅲ | | | | | | | 2 | | | | 2 |
| | | 課題研究 | | | | | | | | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | | 情報演習 | | | | | | | | 2 | | 2 | |
| ビジネス・マネジメント | | | | | | | | | | | 2 | | |
| | 小計 | 10 | 10 | 10 | 11 | 13 | 13 | 13 | 5 | 5 | 5 | 7 | |
| | 選択科目 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 総合的な探究の時間 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | ホームルーム活動 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 合計 | 31 | 31 | 31 | 31 | 31 | 31 | 31 | 30 | 30 | 30 | 30 | |

※ 普通科目「情報Ⅰ」は、商業科目「情報処理」で代替する。

※ 芸術科目「音楽Ⅰ」と「美術Ⅰ」は選択とする。